

不利益処分に係る処分基準（法令）

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
1	理容師法(昭和22年法律第234号)第10条第2項	業務の停止	生活衛生課

1 理容師法第10条第2項に基づき、理容師に命じる業務の停止の処分に係る審査基準は次のとおりとする。

理容師が法第6条の2若しくは第9条の規定に違反したとき、又は理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と保健所長が認めること。

2 処分期間は、次のとおりとする。

改善するために要する相当期間。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。